

定 款

公益財団法人航空機国際共同開発促進基金

定款

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条－第 6 条）
第 3 章	資産及び会計（第 7 条－第 1 7 条）
第 4 章	評議員（第 1 8 条－第 2 2 条）
第 5 章	評議員会（第 2 3 条－第 3 2 条）
第 6 章	役員及び会計監査人（第 3 3 条－第 4 2 条）
第 7 章	理事会（第 4 3 条－第 5 2 条）
第 8 章	選定委員会（第 5 3 条－第 5 4 条）
第 9 章	定款の変更及び解散等（第 5 5 条－第 6 0 条）
第 1 0 章	公告の方法（第 6 1 条）
第 1 1 章	補則（第 6 2 条－第 6 4 条）
附則	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人航空機国際共同開発促進基金（英文名 International Aircraft Development Fund 略称「IADF」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、航空機等の国際共同研究開発を行う者等に対する助成その他航空機等の国際共同開発を促進する事業並びに法律に基づく基金管理業務等の実施を行うことにより、航空機工業を振興するとともに産業技術の向上及び国際交流の進展を図り、もって我が国産業の発展並びに学術及び科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 航空機等の国際共同研究開発を行う者等に対する助成（航空機工業振興法（以下「振興法」という。）第13条各号に基づき経済産業大臣から指定を受けた開発促進機関（以下「指定開発促進機関」という。）として行う業務（以下「指定開発促進機関助成業務」という。）を含む。）
 - 二 前号の事業を適確に遂行するために必要な情報の収集及び提供
 - 三 国際共同開発による航空機等の製造、販売等に関する斡旋
 - 四 航空機等の国際共同開発の促進に必要な研究者及び技術者の招聘又は派遣
 - 五 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(業務規程)

第5条 この法人は、前条第1項第一号に掲げる事業の適正な運営を図るため、当該事業に係る業務規程を定めるものとする。

2 業務規程の制定及び変更は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた後、振興法第14条の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(規律)

第6条 この法人は、第4条第1項各号に掲げる事業の公正かつ適正な実施を通じて、積極的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するとともに、公益法人としての

社会的責任が全うされるように努めるものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び開発促進基金とする。

(基本財産)

第8条 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日の前に財産目録に基本財産として表示された財産とする。

- 2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(運用財産)

第9条 運用財産は、基本財産及び開発促進基金以外の財産とする。

- 2 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(開発促進基金)

第10条 開発促進基金は、振興法第17条第1項に規定する開発促進基金（その利息を含む。）とする。

- 2 開発促進基金は、振興法第17条第2項の規定に基づき運用しなければならない。
- 3 開発促進基金に係る経理は、振興法第17条第1項及び第3項の規定により一般の経理と区分して整理しなければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた後、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 指定開発促進機関助成業務に関する事業計画書及び収支予算書については、振興法第15条前段の規定により、毎事業年度開始前に、経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- 3 事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、理事会の承認を受けた後、指定開発促進機関助成業務に関する事業計画書及び収支予算書の変更については、振興法第15条後段の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第七号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録
- 七 キャッシュ・フロー計算書

2 前項第三号から第七号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は第2項の規定により承認を受けた貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書については、毎事業年度経過後3箇月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 この法人は、振興法第16条の規定により、毎事業年度終了後3箇月以内に、指定開発促進機関助成業務に関する財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第1項第三号及び第四号の書類については、定時評議員会の終結後遅滞なく、第61条に定める方法により、公告するものとする。

6 第1項各号及び次の書類並びに定款を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 会計監査報告
- 三 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 四 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 五 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第14条 この法人は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、評議員会において評議員現在の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第13条第6項第五号の書類に記載するものとする。

(特別会計)

第16条 この法人は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。
- 3 指定開発促進機関助成業務の開発促進基金に係る経理は、振興法第17条第1項及び第3項の規定により、第1項に定める特別会計とし、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理しなければならない。

(収支差額の処分)

第17条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、理事会の決議を経て、その全部又は一部を基本財産及び運用財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第18条 この法人に、評議員7人以上13人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第19条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

第 20 条 削除

(評議員の任期)

- 第 21 条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 22 条** 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 60 万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「役員報酬等の支給基準」という。）による。

第5章 評議員会

(構成)

第23条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- 二 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 事業の全部の譲渡
- 八 合併
- 九 残余財産の処分
- 十 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び通知)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第27条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によってこれを定める。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめその指名する評議員がその職務を代行する。

第28条 削除

(決議)

第29条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員（以下「議決に加わることができる評議員」という。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 合併、事業の全部若しくは一部譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - 六 重要な財産の処分及び譲受け
 - 七 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第33条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第30条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第33条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7人以上13人以内
- 二 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

- 3 理事のうち、必要に応じて1人を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を1人置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第34条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任しなければならない。

- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事並びに会計監査人は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 役員を選任に当たっては、その構成が、指定開発促進機関助成業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとする。
- 8 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第35条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務執行（代表権の行使に該当しない業務執行に限る。次項において同じ。）に係る職務を代行する。
- 4 副理事長は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 7 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第36条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 4 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 前条第2項の規定にかかわらず、この法人が理事（理事であった者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
- 10 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第37条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
- 3 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

- 4 第1項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員（次項において同じ））は、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

（役員及び会計監査人の任期）

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第33条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
- 6 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行う者を選任しなければならない。

（役員及び会計監査人の解任）

第39条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 前項第一号の規定により解任する場合は、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 この法人は、振興法第18条の規定により、経済産業大臣から役員解任命令があったときは、当該役員を解任しなければならない。
- 4 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 5 監事は、会計監査人が、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第40条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

- 第41条** 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- 一 理事が自己又は第三者のためにする法人の事業の部類に属する取引
- 二 理事が自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 三 この法人が理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

- 第42条** この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金3万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第43条** この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - 四 第36条第6項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集及び通知)

第46条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第三号による場合は理事が、前条第3項第四号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第二号又は第四号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第48条 削除

(決議)

第49条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事（以下「議決に加わることのできる理事」という。）の過半数が出席し、その過半数をも

って行う。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第8章 選定委員会

(構成)

第53条 この法人に選定委員会を置く。

- 2 選定委員会は、選定委員長及び選定委員5人以上9人以内をもって構成する。
- 3 選定委員長及び選定委員は、航空機等の研究開発等に関して学識経験のある者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 選定委員は、この法人の理事を兼ねることはできない。

(権能)

第54条 選定委員会は、会長の諮問に応じて、第4条第1項に掲げる助成の対象の選定に関する技術的、専門的事項について審議し、その結果を会長に報告する。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。ただし、第3条、第4条、第19条第1項及び第58条については、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上に当たる多数をもって、第3条、第4条、第19条第1項について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変

更につき、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(指定開発促進機関の指定の取消し等に伴う財産の帰属)

第59条 この法人が振興法第21条第1項の規定により振興法第5条の指定が取り消された場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たな指定開発促進機関の指定をしたときは、当該取消しに係る指定開発促進機関の開発促進基金その他の助成業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定開発促進機関に帰属するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委員会)

第62条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため必要があるときは、第8章に定めるもののほか、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。
- 3 委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(事務局)

第63条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び職員に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(実施細則)

第64条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成24年4月1日)

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団法人航空機国際共同開発促進基金の諸規程等は、公益財団法人航空機国際共同開発促進基金の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
青木隆平、稲葉裕、栗林顕、河野通方、今野秀洋、佐々木孝治、鈴木真二、竹森祐樹、戸田勸、永野尚、長谷川英一、村永祐司
- 5 この法人の移行後最初の理事は、次に掲げる者とする。
岩下正廣、奥田章順、川上哲司、久保田弘敏、佐々木元、捧正道、島崎勝識、高羽謙哉、西山一郎、森郁夫、山本雅司、渡辺紀徳
- 6 この法人の移行後最初の監事は、次に掲げる者とする。
稲葉健、今清水浩介、平塚真二

- 7 この法人の最初の会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 8 この法人の最初の代表理事（会長）は佐々木元、最初の業務執行理事は山本雅司（理事長）、森郁夫（副理事長）及び岩下正廣（専務理事）とする。

附 則（平成29年6月15日）

この定款は、平成29年6月15日から施行する。